

給油取扱所に設けることができる 建築物の用途の範囲の整理

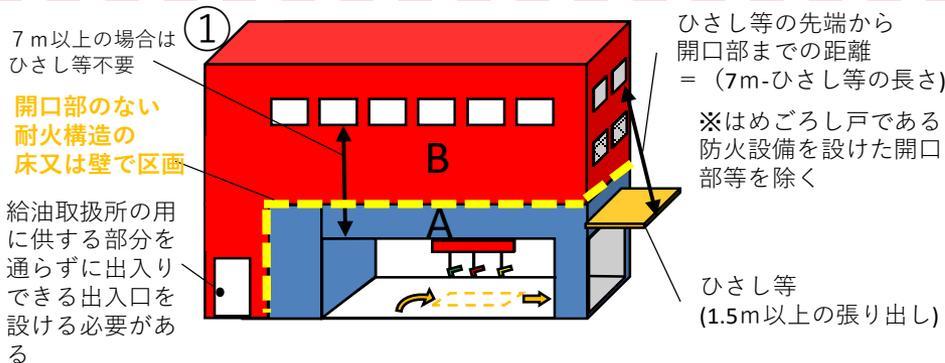
総務省消防庁危険物保安室

第2回検討会を踏まえた検討の方向性

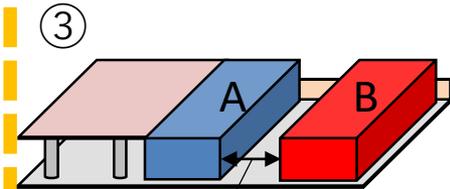
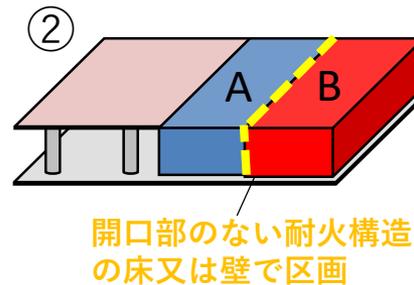
A 給油取扱所の用に供する建築物

B 給油取扱所の用に供さない建築物

屋内給油取扱所に給油取扱所の用に供さない建築物を設ける場合

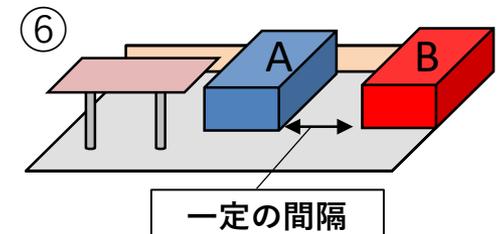
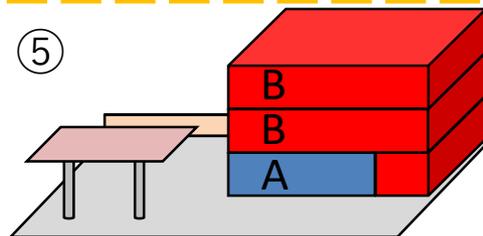
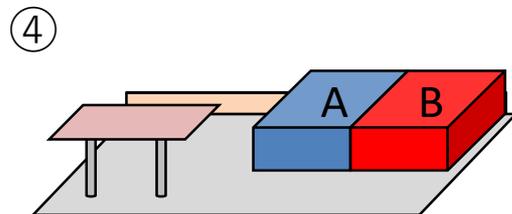


現行基準で設置可能



屋内給油取扱所と耐火構造で区画された部分に給油取扱所の用に供さない建築物を設けることができる

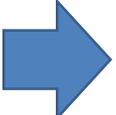
屋外給油取扱所に給油取扱所の用に供さない建築物を設ける場合



今回新たに設置を検討するもの

検討の方向性

- (1) ②～⑥について、固定給油設備等からの火災によるAやBへのリスクについて整理する必要がある。
- (2) ③及び⑥のようにAとBを間隔を設けて設置する場合について、ニーズを調査した上で離隔距離や建築物の構造・設備等について検討が必要。
- (3) ④及び⑤の場合でAにおいて危険物の貯蔵・取扱いがない場合のA B間の延焼シナリオについては、危険物火災ではなく普通火災を想定し、基準の検討が必要。
- (4) 既存の屋内給油取扱所におけるA及びBの水平方向の開口部相互間の距離について実態を調査し、④及び⑤のA B水平区画部分に「そで壁を設ける」又は「開口部相互間の距離を設ける」ことについて検討が必要。
 - ※ 現行法令上、屋内給油取扱所は上階がある場合には垂直方向の開口部の規制（ひさしの設置を含む）が設けられているが、水平方向の開口部の規制は設けられていない。
- (5) ③～⑥については、Bから屋外の安全な場所へ避難できる措置について検討が必要。
 - (例) ・ 給油取扱所の用に供しない部分から直接避難できること
 - ・ 危険物を取り扱う部分（給油空地、注油空地、注入口・通気管近傍等）を通らず避難できること 等
 - ※ 屋内給油取扱所の給油取扱所の用に供さない部分については、構造上、給油取扱所の用に供する部分を通らずに給油取扱所の敷地外への避難が可能である。
- (6) Bについては「給油空地から一定の間隔を設けて設置する」、「開口部に防火設備を設ける」等の安全対策について検討が必要。

 次年度以降引き続き検討を実施する

2 給油取扱所に給油取扱所の用に供さない建築物を設ける場合の具体例

参考
(第2回資料)

屋内給油取扱所（上部に上階がない場合）

A 給油取扱所の用に供する部分

B 給油取扱所の用に供さない建築物

- ・壁、柱、床、はり及び屋根は耐火構造
- ・上階がない場合、屋根は不燃材料でも可

開口部のない耐火構造の床又は壁で区画

ひさし等不要

【検討項目】

そで壁(0.5m以上の張り出し)
の必要の有無

※開口部相互間の距離が0.9m
以上である場合を除く等の措
置についても併せて検討

防火設備

壁、柱、床及び
はり耐火構造

給油取扱所の用に供する部分
を通らずに出入りできる出入
口を設ける必要がある

【検討項目】

直接給油取扱所の敷地外に避難する
ことのできる出入口の必要の有無

防火扉不要

(自動車等の出入りする側であるため)

可燃性の蒸気が滞留するおそれ
のある穴、くぼみ等を設けない

【検討項目】

防火設備や給油空地等からの
距離の規制について検討

Aについて

- ・(6)項は設置不可
- ・(2)項二、(5)項イ及び(9)項イに掲げる用途に供する部分は警報設備を設置

Bについて

- ・(6)項は設置不可
- ・消防用設備等は一般の防火対象物と同等に消防法第17条に基づく消防用設備等を設ける
- ・合計床面積、高さ、階数等の制限はなし

2 給油取扱所に給油取扱所の用に供さない建築物を設ける場合の具体例

参考
(第2回資料)

屋外給油取扱所（上部に上階がない場合）

A 給油取扱所の用に供する部分

B 給油取扱所の用に供さない建築物

- ・壁、柱、床、はり及び屋根は耐火構造
- ・上階がない場合、屋根は不燃材料でも可

開口部のない耐火構造の床又は壁で区画

可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない

防火設備

【検討項目】

そで壁(0.5m以上の張り出し)の必要の有無
※開口部相互間の距離が0.9m以上である場合を除く等の措置についても併せて検討

【検討項目】

直接給油取扱所の敷地外に避難することのできる出入口の必要の有無

壁、柱、床及びはりは耐火構造

【検討項目】

防火設備や給油空地等からの距離の規制について検討

Aについて

- ・(6)項は設置不可
- ・(2)項ニ、(5)項イ及び(9)項イに掲げる用途に供する部分は警報設備を設置

Bについて

- ・(6)項は設置不可
- ・消防用設備等は一般の防火対象物と同等に消防法第17条に基づく消防用設備等を設ける
- ・合計床面積、高さ、階数等の制限はなし

2 給油取扱所に給油取扱所の用に供さない建築物を設ける場合の具体例

参考
(第2回資料)

屋外給油取扱所（上部に上階がある場合）

A 給油取扱所の用に供する部分

B 給油取扱所の用に供さない建築物

開口部のない耐火構造の床又は壁で区画

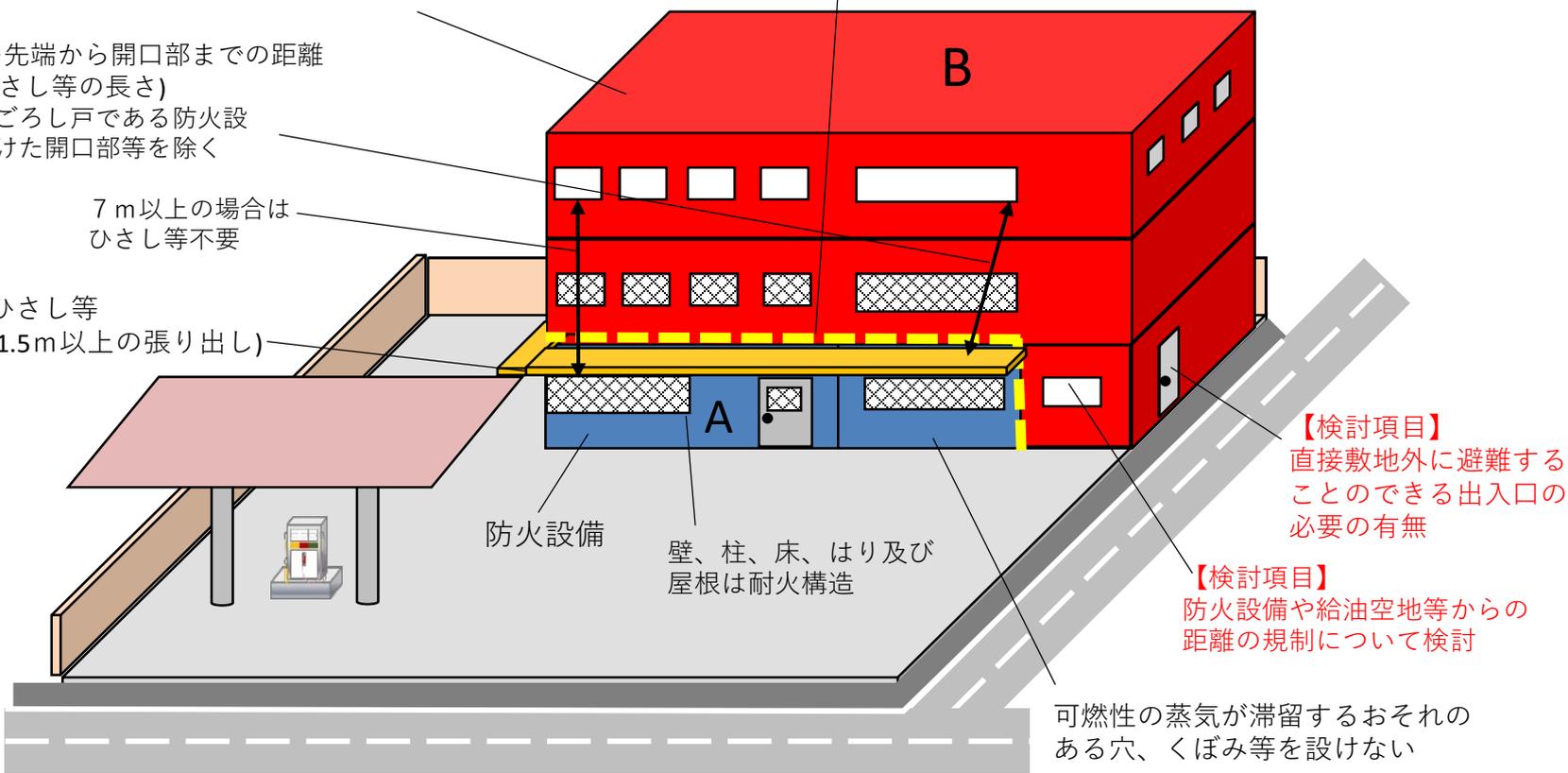
壁、柱、床及びはりは耐火構造

ひさし等の先端から開口部までの距離
= (7m-ひさし等の長さ)

※はめごろし戸である防火設備を設けた開口部等を除く

7 m以上の場合は
ひさし等不要

ひさし等
(1.5m以上の張り出し)



Aについて

- ・(6)項は設置不可
- ・(2)項ニ、(5)項イ、(9)項イ、(13)項ロ及び(17)項に掲げる用途に供する部分には警報設備を設置

Bについて

- ・(6)項は設置不可
- ・消防用設備等は一般の防火対象物と同等に消防法第17条に基づく消防用設備等を設ける
- ・合計床面積、高さ、階数等の制限はなし